

人企第2380号  
令和6年3月27日

大阪府労働組合連合会  
執行委員長 様

大阪府知事

労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第3条の  
対象となる提案について（通知）

標記について、労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（平成25年12月  
24日大阪府条例第104号）第3条に基づく提案を別紙のとおり通知します。

連絡先

大阪府総務部人事局企画厚生課  
企画調整グループ 担当：上野・村井  
電話：06-6944-6080

特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の見直しについて（提案）

1 提案理由

令和6年能登半島地震により被災した地域において、地方公共団体の職員が従事する避難所運営の業務等について、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当する旨、総務省から通知があり、国家公務員の災害応急作業等手当の支給対象となる職員の拡大及び手当額の改定等が行われたことから、本府においても、災害応急作業等手当について見直しを行う。

2 提案内容

現行の災害応急作業等手当に、次のとおり、支給対象となる職員、業務及び手当額を追加する。

	対象職員	業務	手当額（月額）								
現行	土木事務所等に勤務する職員	気象警報下等に、漁港施設等定められた箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。	巡回監視 480円 その他の業務730円	※2・3							
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合等において、市町村長による指示、警戒区域の設定がされたときに、当該指示に係る地域等において災害応急対策の業務に従事したとき。	1,080円								
	石油コンビナート等災害防止法に基づき指名された職員が勤務する機関に勤務する職員	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が発生した場合等において、石油コンビナート等現地防災本部が設置されたときに、当該災害に係る箇所又はその周辺において災害状況の調査、巡回監視等の業務に引き続き2日以上従事したとき。	840円								
	職員	原子力緊急事態宣言がされた場合（東日本大震災に係る場合を除く。）	<table border="1"> <tr> <td>特定原子力事業所の敷地内での業務</td> <td>原子炉建屋内 上記以外</td> <td>上限 40,000円 上限 20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人事委員会規則で定める区域での業務</td> <td>上限 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心身に著しい負担を与える場合</td> <td>上限 100/100の範囲内で加算</td> </tr> </table>		特定原子力事業所の敷地内での業務	原子炉建屋内 上記以外	上限 40,000円 上限 20,000円	人事委員会規則で定める区域での業務		上限 10,000円	心身に著しい負担を与える場合
特定原子力事業所の敷地内での業務	原子炉建屋内 上記以外	上限 40,000円 上限 20,000円									
人事委員会規則で定める区域での業務		上限 10,000円									
心身に著しい負担を与える場合		上限 100/100の範囲内で加算									
提案内容	職員	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>(1)避難所の運営に係る業務 (2)罹災証明に係る家屋調査の業務 (3)関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の業務 (4)罹災証明の発行に係る業務 (5)建築物等の危険度判定に係る業務 (6)応急仮設住宅等の建設支援業務 (7)災害復旧工事の査定・設計積算業務 (8)避難者の健康支援に係る業務 (9)学校支援並びに避難している児童及び生徒の支援に係る業務 (10)被災した動物の対応に係る業務 (11)廃棄物の処理に係る支援業務 (12)前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する業務</p>	<p>1,080円 (※1)</p>	※2・3							

- ※1 業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われた場合は、50/100に相当する額を加算する。
- ※2 特定大規模災害に対処するため、巡回監視等の業務に引き続き5日以上の範囲内で人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の加算（上限100/100の範囲内）について適用する。
- ※3 一の特殊勤務手当について、当該特殊勤務手当が支給される場合の二以上に該当する日があるときは、その日については、手当の額が最も高い場合（同額であるときは、業務に従事した時間が最も長い業務に係る場合）にのみ該当するものとして支給する。

3 実施時期

令和6年1月1日に遡及して適用  
（直近の議会に条例改正案を提出予定。技能労務職員関係規程も同時期に改正予定）

4 協議期限

令和6年4月24日